

令和6年 第7回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和6年7月8日(月) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 役場庁舎 2階会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (1人) 3番坂根克也委員

5. 会議書記 事務局主事 服部 瑞

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第17号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(令和6年第7回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、5番 佐藤久美子委員にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第7回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には2番佐藤 哲委員並びに8番工藤 勉委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3議案第17号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。受付番号第12号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	受付番号第12号についてご説明いたします。 前回、議案に上がりましたが、承認されませんでしたので、今回再審議となりました。 譲受人は以前から申請された農地を耕作していました。 譲渡人は村外在住のため、今後も耕作する予定が無いため、譲受人への贈与を考えており、両者の意見が一致したので、申請したものです。 前回、ご指摘がありました、隣接する、土地にハウスがかかっていた件でした。三者で現状に合わせて測量を行い登記する予定となりましたので、よろしくお願ひします。 議案、許可申請書、位置図を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第12号の説明を終わります
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 受付番号第12号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
事務局	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、受付番号第12号は原案のとおり決定しました。次に、受付番号第13号

	について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求める。
事務局	<p>受付番号第13号についてご説明いたします。</p> <p>申請者は耕作地申請地を相続したこと、以前から相対契約を結んで使用していました。譲渡人の相続登記が終了したので、譲受人へ 贈与したいと考え、今回、両者の意見が一致したので、申請されました。</p> <p>周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第13号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第13号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第13号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和6年第7回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年 7月 8日

議 長 日向將行

署名者 佐藤 哲

署名者 工藤 勉